

125
6
101

東 京 國 立 書 館				
和	書	門	類	函
二	架	號	冊	六

神皇正統記
北畠准后親房公撰
六



評註校訂神皇正統記卷之六目錄

第九十一 伏見天皇

第九十二 後伏見天皇

第九十三 後二條天皇

第九十四 花園天皇

第九十五 後醍醐天皇

第九十六 後村上天皇

評註校訂神皇正統記卷之六

准后源親房公撰

諱熙仁、
正應二年征夷
大將軍惟康親
王為北條貞時
所逐遷京師以
皇弟久明親王
為征夷大將軍
史論曰兩宗迭
立議出於一時
結息之計豈得
為長久之道乎
况天位限以十
年開闢以來所
朱聞也陪臣執
國命君若贅旒
然可悲也矣

○第九十一代伏見院諱熙仁後深草第一の子御母ハ玄
輝門院藤原愔子左大臣實雄のむねなり後差義の帝繼
躰をハ龜山とおがしめしはごあなれば深草の御なり
いのみやあむを龜山弟順の儀をおぼしめしなると
やらの君を御猶子ふくと東宮ふすくたすよそのち御
ころもゆるびありはまぬるとはく出きく踐祚あり
き丁亥のとし即位戊子小改元東宮ふすくこの天皇の御
子ありしひきき天下を致さたすふと十一年太子ふゆ
はアも尊号経ひのこど院中あく世をさたすひ
ふはごとき時うはアふしりと中六とさむりあやしく又

文保元年九月三日崩於持明院火葬

諱胤仁

正安三年讓位皇太子
巨勢玄仙曰帝讓位蓋貞時所請也凡民聚一妻買一僕猶欲久在其家豈為一邑一縣之主亦非至惡則無有朝命夕罷之義天皇在位僅三年無一失德

運使讓位是何道理貞時專恣不可勝計失建武三年四月六日崩於持明院殿葬京西嵯峨野安骨深草草法華堂
諱邦治

嘉元三年征夷大將軍久明親王為北條貞時所逐還京師以其子守邦為征夷大將軍
德治三年八月廿五日崩於二條高倉皇居葬北白川殿
諱富仁

世をうけたまひしき關東の輩も龜山の正流をうけたまひしき
近ごろとちりて世をうけたまひしき
おのちふ出家せはさたまふ五十歳おきりたまふ

○第九十二代後伏見院諱胤仁伏見第一の子御母ハ永福門院藤原經子入道太政大臣實兼のむねより實の御母ハ准三宮藤原の經子入道參議經氏の女なり戊戌の年即位己亥小改元天下を治さたまふこと三年推讓のたまふ尊号をいひのたまふ正和のころ父の上皇の御御はアヤク世をうけたまふ時のみらどハ御弟とちりて御猶子の義ちりとして元弘世の中みづれとちりて志を

らくせたまふかたあはれりてまはるる都下今まはるる出家せはさたまひしき四十九歳よりみづれを

○第九十三代後二條院諱ハ邦治後宇多第一の子御母ハ西華門院源の基子内大臣具守のむねより辛丑の年即位壬寅小改元天下を治さたまふこと六年あはれ世をうけたまふ二十四歳おきりたまふ

○第九十四代天皇花園院又諱ハ富仁伏見第三の子御母ハ顯新門院藤原原子左大臣實雄の女なり戊戌の年即位改元父の上皇世をうけたまひしき御出家の後ハ御ゆづりよと御兄の上皇とちりて法皇とられたまふて諒闇の儀ありて上皇御猶子の義とちりて例た

帝深好禪法、遜位之後、捨花圍、離宮、創妙心寺、貞和四年十一月十一日崩、於萩原仙洞、葬洛東十樂院山上、諱、尊治

帝留意政事、夙夜寐孜孜、圖治常與儒臣討論經史

帝怒、關東專權、密圖討之、引藤原資朝、藤原俊基、參謀、設竊裝、為修驗者、游歷海西、關東、觀察風俗、要害

こころを天下を治さたふこと十一年ふくのめがれた
し、尊号例のごとく世の中あつたまを出家せむをた
まひき

○九十五代第四十九世後醍醐天皇諱ハ尊治後宇多第二
の御子御母ハ淡天門院藤原忠子内大臣師繼のむねと實
ハ入道參議忠繼のむねとあり御祖父龜山後宇多世を
りしははたすりやをたびぐ關東お仰たまひしを
天命の理をうけけなくおまねおんひたれはや俄お
立太子のはたすあり龜山ハこの君を奉えたとすは
むやむゆりやハ八幡宮お告文を以てあたまひり
一の御子はもろゆへあつてまてられし御事なり
なれば後二條を居するをいはれぬのちの宇多の御こ

元弘元年帝密圖討北条高時而車稍泄高時乃用長壽高資之計將廢帝而遷之於海島遣二階堂貞藤率兵至京師帝聞之倉皇出宮潛幸笠置寺於是近畿之兵稍集而四方勤王之師未至帝憂之適夢紫宸殿前庭有一大樹南枝最茂下設御坐忽有卯角迎帝坐之帝覺而異之以為木傍

ころばしも浅き御元服あつて村上の例ありて太宰の帥あつて節會をふ出はたまひまのち中務の卿を兼せまをたまふ後二條世をく父の上皇をさすをたまひ中よもろづこの君あつて委附し申させたまひくやかく儲君のはたすありて後二條の一の御子邦良の親王居たりてはたすをたまふおのりけりえあつてこの親王を太子ふたてたりし一の御子おはるくしせば御子の儀を傳へたまを給へし若邦良の親王早世の御事ありてこの御まを繼躰たるかやが志ありあつてはたすけりは親王鶴膝の御病ありてりやしくおぼりりるゆゑなすべし後宇多の帝ころゆり誓古の君ありておその御跡を

南楠也意將有楠氏者而輔我歟即召寺僧問之對曰河内國金剛山西有楠正成者攝諸兄之裔也以勇武聞世帝謂所費殆是乃遣藤原藤房召至行在帝見之大悅委以復興問滅賊之計正成曰逆賊暴虐自招覆亡天誅所加茂不刻爾但創業之功要在謀畧若以力爭則武相之兵天下無敵焉以謀屈之則易捷也已然有兵勝敗或遇小歟必勿煩聖慮臣如獲存何患不濟辭漏城赤坂

山縣積曰後醍醐帝憤北條氏之暴圖謀之以踏後鳥羽上皇之覆轍亦可憫矣然後鳥羽竟崩於海鳥羽則一獲恢復者當義時之時北條之惡未甚顯泰時亦能得人心而後鳥羽不勝一旦之憤卒然起兵以自取禍敗也至高時則罪惡盈加以長崎高資之驕橫衆怨民叛天下思亂而帝乘其時以圖誅之雖一旦蒙塵亦首

はよくはき申はさたすへてあまきくもろくくの道をおのみしせたまふことあてうたきかどの御事なりんう佛法も御ころはらふらくてむひと真言をたすとせたまふはげづめい法皇ふうけきくくらののちお前大僧正禪助ふ許可すうけたひんもを天子灌頂の例ハ唐朝も見え侍て本朝も清和の御時禁中ふ慈覺大師灌頂をおあなまも主上をたげづめたくまなり忠仁公をともうあられちをこぬい結縁灌頂いをを申ゆる此たびいまごとの授職とまがしりうやはれど猶許可おはらりりさるごおれをたまも諸流をうけはさたまも諸宗をいもたまもび本朝異朝禪門の僧徒までも内あまもをせたまひきまづ和漢の道も

うぬあきくらぬる御事ハ中ごろとをの代々おはあえはせきくくろや戊午の即位巳未の夏四月お改元元應と號しもどめはくハ後宇多院の御事たりいとかりい中二とををならすあまもゆづり申はさたすひいさねりあまもぶとくお記録所いれはととおおき夜もふおやまのいもて民のうれへをきらせたまも天下ごりてこれをおあまもたすはる公家のありき御政あまもるなき世おこととたりきいゆりきもいひひをたまきうアいお宇多院をくははきいひくつら東宮の御方おはわぬ人々もくあまもいんが關東お使節をたすもきれ天位をあまもふんがの御中らひふたまふきあづまも東宮の御事をいきた

徵捕正成於行
在訖以討賊正
成奉詔而唱義
數出奇以挫敵
威武震天下是
以帝虽一遷海
鳴天下勤王之
師所在競起遂
使驚輿得再還
京師者雖時運
使然亦由帝能
徵正成以係天
下之人心而天
下忠義之士聞
其風以興起也
其得賢之効不
亦大乎

六波羅鎮將北
条時益仲時發
大軍犯笠置城
固而不能拔高
時聞之將大兵
赴笠置遂陷帝

徒步突圍而出
唯藤房李房從
焉扶行三日夜
幸赤坂為追兵
所執
六波羅兵秦帝
幸平等院親王
以下文武百僚
悉見執大佛貞
直崇請傳神器
于親王帝不聽
既而貞直等遷
帝於六波羅復
請傳神器乃授
以新器

元弘二年北條
高時遷帝於隱
岐持繼源忠顯
從駕遷尊良親
王于土佐尊澄
法親王于讚岐
恒良親王于但
馬

て申込輩らあり御いきどおてのもどりやありぬ元享
甲子の九月のまえつかし漸事あらまれやうらむりけ
たりもろいおみかみ中ふりうらむ事出きふりうらむ大
方いらしちかへくやみりそのちあむかく東宮うけられた
し神慮ありもろれむ祖皇の御しやうらむたがもせ
たすひんてとむあけえし今こそこの天皇うてつひちき
繼跡の正統おほいせたまひぬされむ坊ふら後伏見
第一の御子量仁の親王居はたまふうくて元弘辛未の
年八月ふりもろお都を出さきたすひ奈良の方ふ臨幸あ
るがそのかみこらうらむらと笠置とつかさ山寺の邊ふ
行宮をいれ御らうらむあうらむをたすおほりら
るたひぐ合戦ありが同九月ふ東國のいくはとく

あつまずむむらうらむかへくかうらむれも他所ありの
らうらたひひふあひのけららのさむらぐむ六波羅
う承久しやうらむらうらむ所ふゆきまる御供し
べう上達部上のをのらむらあるひにせられあるひ
いのびむられたるもあまかく東宮位おほらたま
ふ次の年春隠岐の國ありつらむら御子たち
もあゆむらまるありつきたまひ兵部卿護良の親
王を山々をめぐり國をむらう義兵をばはんやう
むたくとむひなる河内の國お桶の正成とらむあ
るま其こらむらむらうらむら河内と大和をのら
ひふ金剛山とらふところふ城をうけく近國をあり
たうらむら東う諸國の軍をありつらむせえし

捕正成復赤坂
城北條仲時時益
遣守都官公綱
攻天王寺正成
計敵出奇數多
冬護良親王城
吉野初尊雲避
難匿十津川半
載蓄髮還俗更
名護良至是拋
吉野下令赤松
則村使倡義則
村起兵播磨城
苦繩以絶山陽
山陰兩道由是
京師失鎮西之
援官軍壹勢日
益振

二階堂貞藤陷
吉野城左馬權
頭村上義光死
之獲良親王奔
高野山

山縣禎曰吉野
城雖陷然當是
時義兵並起四
方豪傑響應遂
使元弘帝得再
還京師者安知
非義光父子忠
死興起天下忠
義之心哉

帝車駕西狩兒
嶋高德聚族議
欲奪車駕于路
計竟不成其夜
潛至行在所斫
櫻樹白書之曰
云云帝見之心

守りしをたやすくあはれみよのよとび世の中み
たれ立一二次の癸酉の立しむびく御船ふ奉てく隠
岐を出る伯耆の舟りきたりよその國ふ源長年とつあ者
あし御方よありて船上とつふ山寺ふるの宮をた
てごまませたてまつりたるあしりの軍兵一むく
はきやひく襲ひ申れどもみぬるびき申れ都ちりき所々
あし御ころるはーある國々の兵よむくくち出はれは
合戦もたひぐよありぬ京中はいかにくちやま上皇も
新主も六波羅よりつりたきか伯耆より軍をたしめ
せしむるは小畿内近國よも御ころるはーあるやまび
八幡山ふ陣をとる坂東よものがれる兵の中藤原の親光
とつよりのもの山の山ふたせくすくすめはぎく御方よ

源高氏ときとえーのむし
の義家朝臣ふ二男義國とつひが後胤たりよの義國が
孫もよしが義氏の平義時朝臣が外孫あり義時等が世々
ありて源氏の號ある勇士よありるをあきらねばあや
ましけるたきやちりよこれの外孫なればとをたて
て領もよとつらたきよあまのさうさひおき代代ふあ
るすくたかかくこのみあまき高氏も都へはりのがを
られりありたぎひをのぐれんとあや告文を書おき
を進護しけるはねど真見をまて見はるるまて
し御方よするの官軍力をえしよ五月八日のころ
ふや都あある東軍うれやがれよあはまてころるさ
ふちゆきしふ西院新帝おれどくみゆきあり近江の國馬

はぐしはの高官のげらひ上下の礼節をみざらざら
く維貞といひへの吹嘘ふよも修理大夫ふを
まふいりぐや申々るがまこせよその身もヤグくらせ
らぶるまふ父祖のおきてふたがふの家門をしち
うしあおはゆるさういさう天ハ正理のまふいおこ
まこれれつらうさうさうぞうけくれど人の善惡ハ身づ
らうの果報を世のやすうばう時の災難より天道
も神明もいりおやせらうとせらば邪きものいひは
しあうびりさわらびみけをる世も正ふるはる古今
の理なるけをよくわきまし知るを誓古といふ入をえ
らび用ひしれ一日ハ先德行をつくり德行おれどねバ

才用ありをもちひる才用ひるを九し勞効のたを
まし徳義清慎公平恪勤の四善をそとみ見えたる
格条の朝ふ廝養たれしゆゆふ公卿ふいたはゆる
ふことのもも徳行才用ふよも不次お用ひしう
まくらかり寛弘よりあゆしゆとあ才うしけ
れは種姓よりしし将相あつる人もより寛弘以来
の譜弟をはきししの中ふ才もあて徳もひきて職お
ふやひりき人をかぎしれる世のまんふみさや
まのほづきことびりしゆあやあかん七ヶ
國の受領を経合格し公文といふらんくめれ
ハ参議ふ任は申すたるを白河の御時修理正顯
季といひ人院の御めのとの夫も時のきりか人

建武二年十月、
尊氏自稱征夷
大將軍帝既怒
其弑親王於是
賜節刀于新田
義貞以討尊氏
先是義貞為尊
氏所譖乃上書
謝其罪因受東
征命

延元元年正月
新田義貞捕正
成名和長年等

擊足利尊氏於
京師大破之尊
氏西定遂復京
師

先是賊兵燒宮
欠帝奉神器及
二法皇幸叡山
於是車駕還宮
以義良親王為
陸奥大守使源
頭家奉以歸鎮

義貞頭家正成
等追擊尊氏授
津大敗之尊氏
直義走筑紫正
成請急進擊之
義貞不從

尊氏收九州兵
將舟師七千餘

此身をほのめく参議を申々々本院の仰さふ
るれも物書の上れにやとありければ理しあつてやあ
めこの人の歌道をもたされあまゝみものありや
どのことやのあはれなきし参議もなきまじきなるの
人よりあつてはねが和漢の才學のたつめあまさん
白河の御代までつよく官をおもくたまひんをさきこ
えつあまや譜弟をのこさるれば賢才の出にめま
きれば上古よおひのしきまをさうむるやうもあ
きやひくのまゝあつてみづみづめをたれ譜
弟をおもくさるればも理あり但才もより徳
もあつてや登用せられむ人のさきまのあまじき
ちの器もつが今ともよあつて非重代もあまじき

道一のあつて一旦の勲功を
つたつて武家代代の陪身をあけと高官をたつけら
んこの朝議のみごまののみまゝに身のたれもよ
くはせむせきとやとあつてさるるも漢
の高祖のまゝるふ功臣を大きお封公相の位をたつづ
けははつてさるるあつてはねがちのあつてのちあ
い功臣のこをさるるあまさん後漢の光武のあつての
あまさん功臣お封爵をあつてはつてそのむもたつて
禹を封せしめさるる四縣お過び官を任はあつて文
吏をもとめさるる功臣をさるるおこれよつて二十
八將の家ひさるるはつてけりむの功もむぬさるる
朝の名士おやく用らるる曠官のさるるさるるさるる

不宜自尽也正
成笑曰大丈夫
功成則名垂竹
帛不成則血膏
草野今軍敗兵
疲死報天恩之
時也欲使一家
人選卿道無
急是公之惠也
於是與弟正李
相刺而死從死
者五十人帝悔
不用其策追悼
不已贈三位左
近衛中將

史論曰正成之
用兵變機制勝
鬚鬚孫兵而忠
勇壯烈殆唐張
巡相似也巡出
雍兵守睢陽正
成去赤坂廻千

劍破皆嬰孤擁
鯁賊喉牙韓愈
所謂以千百就
盡之卒戰百萬
日滋之師者也
以寡擊衆出奇
無究至如蒙人
誘敵其緒餘耳
巡城陷而死正
成奉迎焉與首
蒙推獎斯則為
異而廟謨不臧
尤允接踵主驕
臣諛不用老成
持重之計自壞
万里長城以成
強敵之勢中興
之業自此去可
勝歎哉淡川之
戰正成將自殺
聞正李欲託生
滅敵之語含笑
入地其視巡之
臨死誓為厲鬼

か白河鳥羽の御時より新立の地りゆくありくなく
國司のころころ百が一ふたをぬのちはすふの國司任
ふありむくむくくるてその人ふもあくる眼代をき
く國を認さぬころころ乳國とちかはらんり
むや文治のころ國ふ守護職を補一莊園卿保ふ地頭を
あられーをこのころころはふりふりーのまがると
ふありあし政道をこれさるみらことぐくたええ
ふありたまー一統の世ふるるるるるるのちびぶ
ふありいいいいいいいいいいいいいいいいいい
ふありいいいいいいいいいいいいいいいいいい
みふ勲功ふ混ぜりい累家もいどくその名はりあ
かりりるもあてこれみふ功あてこれるるるるるる
やーたてまらふふふふふふ皇威もりりりりりりりり
見えさるるるるるるの功もさるるるるるるるるるる
いいきちひふある輩を名つあれんたえあふあふあ
本領をさるるるるるるるるるるるるるるるるるるる
むるるる關所もさるるるるるるるるるるるるるるる
はきたりー地りーハ諸家相傳の領もさるるるるるる
とさるるるるるるるるるるるるるるるるるるるるる
てまらくあふ多くとりあふる末世のいたるるるる
やーいーれくはるるるるるるるるるるるるるるるる
命をさるるるる人臣の道なりあふるるるるるるる
あふるるるるるるるるるるるるるるるるるるるる
の跡をさるるるるる賞やるるるるる君の御政より下

甲子三三

以殺賊又何相
似也此其忠義
之心窮天地亘
萬古而不可泯
身雖死而其不
死者固自若也

尾藤孝聲曰楠
公之死世婦答
藤清忠清忠之
罪固不可追然
彼亦截々論言
耳固無識見亦
非有刻謀且公
之死生係國家
興廢與廢天也
巨々倭人焉能
使公死生哉

六月尊氏入抄
東寺迎法皇廢
主于男山尋遣
兵攻西坂義貞
破之忠顯雅忠
等死之既攻東
坂義助長年等
拒破之諸將亦
大破賊軍高師
直廣而斬之
直義退軍于京

きはひあつてひ申べきふあつてあつてはさる功
こくして過分の望みまつ今こや身はくあやむは
ちかくちぢ前車の轍をみまふこさにおもふはあつてま
まひちりけんく中古も人も人のほのみ豪強なりを
はいさしき豪強ふちりぬればともあつておどは
ち返あり果して身をはらわし家をさししふためしあれ
はりもつらつらも理のれり鳥羽院の御代も諸國の
武上の源平の家不属するこやとてむげとやわ制符
ちひぐあつて源平ひく武をともむはろくへりや
もこやあるまきと宣言をたまはりて諸國のほもものを
りくへるふ近代をちりくやうくもたまひあつて
らおちくちをふりてこの制符のくはれまき

て今までの亂世の基をぬばいひびひまきこくよか
ふたつとけいこのめこつちやうの一度軍ふりけあひある
ひま家の子郎徒節ふ死りたぐひもあねばりか功あ
まこと日本國をたたくは半國をたたくはまもた
づくづきも申めるはまもははまもはまもはまも
いすれどやういふはははははははははははははは
威のろくくはははははははははははははははははは
子の樞機もまもるはあつてはあつてはあつてはあつて
あつてはあつてはあつてはあつてはあつてはあつては
まもるはあつてはあつてはあつてはあつてはあつては
まもるはあつてはあつてはあつてはあつてはあつては
言葉をつくはるをらりやらりやらり世の中のおや

六月尊氏入抄
東寺迎法皇廢
主于男山尋遣
兵攻西坂義貞
破之忠顯雅忠
等死之既攻東
坂義助長年等
拒破之諸將亦
大破賊軍高師
直廣而斬之
直義退軍于京

申上三本

三本

三本

存則是真天子矣
此真則彼為偽可知也
既而尊氏逼帝請傳神器于新主帝乃造偽器以授之躬奉真器而南則南真而北為偽亦可知也且逆賊迭起各奉皇子皇孫而執帝皆以正統自處則是大亂之道也天下分爭何以定哉夫君者治亂而歸正者也天下立君以生亂焉用君耶故君必一而後天下定矣夫天無二日地無二王古今之通義也故以此為正則彼不得不得為偽也

偽也南朝雖微承神器於祖矣為天下之主久矣北朝雖強其實逆賊之所立而足利氏挾之以令天下者也号令征伐固自足利氏出北帝乃發旆而已故有足利氏則有北帝無足利氏則無北朝知之何得以此正統之哉且逆賊之所立而以正統予之則何以垂訓於万世懲亂賊于將來耶或說之非斷然可知矣

ふやぞ中よ張良の高祖の師とけつてことと惟帳の中ふりぐらしく勝事を千里の外に決まらりこの人あしと宣ひしぞ張良はむごりこをやくしく留らいいくまじきぬの所をものぞみく封せられふりをもゆる功臣おるくるらびしぞ張良に身をすたくしたるちりま代のころぞ頼朝の時も文治のころや奥の泰衡を追討し身はくむひくふこありし平の重忠が先陣しその功もくたれんれが五十四郡の中につくも望むるらん長岡の郡もくもめたる少きをころをものぞみたるりたるをこれに人おひらく賞をもおとせしらんふたをやくしりてみるるはふおとせし直實といひんるものよ一呼をあつたし

下文日本第一の甲の者なりと書きたまはせり一やせうれ下文もちと美聞する人のあははふ褒美の詞のしはけしはふあこたさころのまじきとすふ名をなしく利をうらくしめたりし口々ふりあはるるらんるえくちらんやいとあうこれまじのまじりるをならしめくあはれく君さし奉り身をくまらる輩のみおりかねるあし世の東國の風義もつらむら公家の事はまじりたりしうふをみるる世ふらなき侍るもまじりもあはれなりとせむらさし一統の志もあはれんて天の下をまじりて都の中をくくくくくくくくくく建武乙亥の秋のころはひし高時が

神皇正統記 卷之九

延元二年八月、鎮守府將軍顯家奉義良親王、率兵西上、與足利義詮戰于利根川、破之。

十二月、宇都宮公綱、新田義興、北條時行等、發兵、會源頭家進、攻鎌倉、克之、足利義詮出走。

延元三年正月、顯家與土岐頼遠、桃井直常戰于青野原、敗之。

二月、顯家與高師泰戰于雲津川、敗之。

同七月、源義貞攻藤島、軍敗、死之。初、義貞拔越前府城、足利高經走、保足羽城。北陸響應四方、義軍復起。義貞圍取黑丸城、高經恟、策七宮以備之。會平泉寺僧徒叛、保藤島城、以應高經。義貞分兵攻七宮、藤島兵擾動、官軍乘勢攻之、不

類謀叛して鎌倉より直義の親王を引

はね申て参河の國までのがれよき兵部卿護良の親王と

とありて鎌倉にまゝに宿意をなほしやあり

失ひ申てなほみづれの中やれと宿意をなほしやあり

人ん都にまゝに陰謀のきこえありて嫌疑をなほし

中お権大納言公宗の卿よりあつれつこのまぎれお誅

せらる承久より關東の方人より七代よりあつれつや高

時より七代より滅びよき運のしつしむらうらゝいおが

ゆれぬ私仁よ死罪をなほしつれつこのち信頼が時よこつ

めづららちのつしつお申さつるれ威里の寄もひさつく

ちり大納言以上おしつあつれつ死罪をなほしつあ

らばちつら法令もあつらうけたまふとつあつ輩のは

かまりやぞきつるる高氏に申うけつ東國おむらひらら

に征夷將軍をなほしつ諸國の惣追捕使を望みくられや征

東將軍よちとれつこつぐらハゆるきれむらどとて東

國にちづまりあつれつ高氏のをむ所達をばつ謀叛を

おつれつこつさつるる建武二年乙亥十一月十日あり

よや義貞を追究せよきつ奏狀を奉るもつらつららの

ちちつれつが京中騒動に追討のため中務卿尊良親王を上
將軍としてはらがき人々もあつれつはつらつ武家つ
義貞の朝臣をけつれつおわくの兵を下はつて十二月
下官軍引さつらつらつらつらつらつ次る年丙
子の春正月十日官軍つつやぶれつ朝敵をてつちつれつ
つらつ北畠山東坂下を行幸つて日吉の社おどつらつ

利義貞聞之、急引騎兵五十、道
三百、救藤島、西
軍適遇敵、隱相
亂射、義貞兵不
持排槍、又無射
手、士卒以身扞
義貞、義貞欲馳
突敵軍、從士中
野宗昌止之、曰
十鈞之弩、不為
能、身之無為也、
義貞不聽、徑馳、
踰塹、馬蹶、而僵、
適有流矢、中其
額、義貞到而死、
年三十八、從士
皆剝腹而死、時
霧雨昏濛、故余
衆竟無赴援者、
迨知其死、逃散
畧盡、北國不復

又
史論曰、新田義
貞、以源氏之貴
役、于北條氏一
且幡然改圖、欲
安王室、義族所
嚮、若疾風掃掃
葉、何其易也、及
與足利尊氏構、
難攻、城野戰、互
有勝負、而竟不
免敗、何其難
也、蓋由政刑日
紊、人心思亂、尊
氏乘之、逞其詐
力、也禁門不守、
衆與再幸、敵在
尊氏、納款請還
駕帝、亦心知墮
能回、興替之機、
方決於此、而帝

らり内裏もそれまちやけぬ累代の重寶もおろく失ふけ
るむろ、とてたえ、ちきあどの亂逆、より、う、う、間
陸奥守鎮守府の將軍顯家卿のこれみ、ぐれをきく、親王
をはきふたて、く、まは、陸奥出羽の軍兵を率、責の
から同十三日、近江の國、よはきて、この、を、奏聞す、十
四日、お江を、坂本、おす、の、う、が官軍、大さ、ふ力
を得、山門の衆徒、う、万歳、よば、ひき、同十六日、を
合戦、け、う、う、卅日、は、お、朝敵を、追落、し、その夜
還幸、した、高氏等、す、摂津の國、よ、あ、く、う、る
は、の、諸將を、は、を、以、二月十三日、ま、く、れ、を、た、ひ、ら
け、つ、朝敵、ハ、松、ふ、の、西國、へ、まん、ち、ら、ふ、を、諸將、お、よ
び、官軍、は、う、づ、く、う、り、ま、い、を、東國、の、く、あ、が、は、
う、れ、と、親王、も、ま、う、な、う、さ、た、う、ら、る、顯家卿、も、任
所、お、う、る、べ、き、り、お、な、さ、ら、る、義貞、ハ、は、く、一、は、り、も
は、る、う、く、て、親王、元服、した、ま、ひ、直、お、三品、お、叙、陸奥の太
守、お、任、ト、ま、し、は、この、う、お、の、太守、ハ、り、め、た、る、こ
と、ち、ん、や、た、う、あ、て、う、て、任、た、う、お、觀賞、お、り、を、同
母の御兄、四品、成良の御子、を、超、た、う、顯家卿、ハ、お、ぎ、と、賞
を、ハ、申、う、け、は、り、た、ら、う、と、義貞、朝臣、ハ、筑紫、へ、下、ア、う、が、播
磨の國、お、朝敵の黨類、あり、と、先、れ、を、對治、ま、づ、う、
日、を、お、くり、し、お、ぎ、お、五月、お、ち、を、高氏等、西國、お、凶徒
を、あ、ら、う、と、う、ひ、く、さ、の、て、攻、の、官軍、利、を、く、て、都
お、歸、參、せ、う、お、ぎ、同、二十七日、お、ま、山門、お、臨幸、し、ま
す、八月、お、り、う、う、く、度々、合戦、あり、と、官軍、を、は

申
卷
三
十
一
三十一

面諭義貞其
志義託以皇太
子賴有此舉耳
義貞匡復之志
不少懈弛誓天
地以為心質鬼
神而無疑不幸
勢去時不利智
勇俱困繼之以
死其子姪皆能
枕戈嘗膽爰興
勤王之師而卒
歸於摧殘流亡
豈非天哉至其
義氣貞烈則雖
屈於當時而能
伸於後世觀其
與足利氏爭權
兩家曲直赫々
在人耳目蓋愚
夫愚婦亦能知
新田氏之上忠
臣聲為此而不
為彼亦足使人
所開係豈鮮少
哉

以左少將頭信
為鎮守府將軍
兼陸奥介奉義
良親王出鎮陸
奥即度東北諸
軍前大納言親
房輔之九月船
發伊勢海上遇
暴風與親王及
頭信相失親房

都元弘の偽主の御弟ふ三の御子豊仁と申
たるを位はけたる十月のころや主上都も出
はさたまふりとおはさしうさしとすねどもたゆくさ
えまおぼりり道ありふと東宮ハ北國ハ行啓あり
左衛門督實世の卿以下の人々左中將義貞朝臣を
てはもづき兵もあまはるるまらり主上ハ尊号の
儀もくき御るるをアひたさるらんた
りや成良の親王を東宮ふしてたまる同十二月ふ
のひく都を出して河内の國ふ正成とらひ一
族をりして吉野の宮をたすひの行宮をほく
り内侍所もたせたまひ神璽も御身ふま
たまりたるも奇特の事なり

の御幸ふはきたち義兵をおこしむるも
臨幸の後ハ國々御ころはあはたなくひあ
まらえりや次の年とくれりこのと戊寅の春二月
鎮守府の大將軍頭家親王をまきたく申うさ
このなる海道の國々くくたつさぬ伊勢伊賀を
経て大和ふ入奈良の京まへつきふをとれり所々
の合戦あま度々たぐひ勝負もづり同五月和泉
の國ふくのたつさひふ時やいたるばり人忠孝の道
さ極まらばり下りさ下りささるるも
たぐりさばらふ名をのみぞさばりさるるさ
まづる官軍をさるるをさるるて男山陣を取

船漂至常陸内海乃依小田沼久于小田城招輟東北諸國輿國四年高師冬率大兵來攻小田城築寨山上相逼親房出兵擊之而敗之請援于陸奥結城親朝親朝密通尊氏以故不肯出援相持持數月治久亦叛降于師冬親房走走保閑城時源頭時保大宝城師冬引兵屯于西城間親房頭時擊敗之師冬乃築長圍為持久之計親房數請援於親朝親朝不雁城中

益因明年春又贈書曰賣馬鬣甲以過且夕炊膏易子之惠復至又曰力竭糧乏更過旬月城兵悉為肆中枯魚當是時注以江海亦何益也親朝又辭以寡兵遂叛降于足利氏親房棄城走歸吉野

関城書曰上自神代之古下及人皇之今欲頌國家者不久滅亡欲國逆節者必絶種類世之所知誰敢疑之而今高氏業何者哉罪惡之甚

けく合戦ありて朝敵のひく社壇をヤキタシ
北國ふあり義貞も
たびくくはれぬや上であつはきることなくて空
くさくありぬときこゝろをいふたつておはて
ナむがききりて陸奥の御子す東へむき
もすへき定ちあり左少將頭信朝臣中將小轉え從三位
ふ叙陸奥の介鎮守將軍を兼ははる東國の官軍
くくくくくくの節度ふ志こふなきををむせらる
親王すけハ儲の君ふたせふなきむ申きうせたまふ
道のちどもたけあうらぐ國さくあもはせした
まくやかん申され異母の御兄もあまきうき同
母の御兄も前東宮恒良親王成良親王きうきうふよく
はたまりたすひめり天命をねがうたけき七月の
末はく伊勢を越させたまひく神宮もくのしを
啓して御船のこひり九月のきめとばふをやられ
ふ十日ころのこもや上総の地ちうくをそののれ
きちやるぐく海上あくかやあはま伊豆の寄
ふ方ふたごよげれさぐふいと波風あびふ
くもをさあまこの船ゆきかびさぐてなる御
子の御船ははよりアキく伊勢の海はらせたまふ頭信
朝臣ハ本より御船ふはさひたりあれド風めまぎれ
東をさうて常陸の國より内の海ふはきたる船さぐアキ
方々ふたごよひ中ふこの二はの船おれ風を東西
ふ吹くはらさくこの世はけらるるたたりうど侍

御
侍

先代未聞盜掘中原已經七箇年何其多幸也但承平將門六年而亡永承貞任十二年而後先蹤聊有之時節之未到歟情見和漢之風成敗已有過人之智方暫保首領也今尊氏等為跡非可知政道之益無可貽子孫之謀家僕師直假虎威陵轍重代之武士彼突一族誇張已比擬高時等行率凡重代輩皆是王民也保元平治以來屬源平之家各為陪

臣不屬皇家之烈承久以來刺拘義時義時義指麾及百十三年然而彼義時素時等隨分存公儀不忽諸朝憲撫育傍倫似并政術依之相統累其世兵權被天下畢有心之輩見先祖之譜系者可不心耻哉幸遇一紱之聖運匪音失本乃帶直承綸言恣語官祿誠是遭遇之時節誰敢他之而或為循一旦之害為全所帶之利與同于高氏逆節刺項戴師直等何面目見先

るべき儲の君よはばさしきまひく例なきひきの御住居もつらやあがえし皇太神のてい先申はせたまひたるちはべいのちよ吉野へつせましくて御目の前より天位を法がきたよひりをもつてあひあそさるまてたふとくもさるるあまき常陸りやよをころろばに方ちねば御ころらばある輩らあひもころらひく義兵こそくちりぬ奥州野州の守も次の年春よきひく下向してあのかく國よはきささるよまきはてて旧都よの戊寅の冬改元して曆應とぞいひたる吉野の宮よの本の延元の号かねば國々もあひひくの号ををともあひいさるるたれあひあねどこの國ふい例なきれど四とせよあちをめりや大日本嶋根の本よの皇都也

内侍所神璽も吉野におもいませばいけくら都ふあはばるべきはても八月の十日あまの六日あや秋霧よあさきまはきたまひとくふくぬきくぬきぐきとえ寝るが中なる夢の世ハもドめぬあひとハマをがくくはく目の前あやくらら老の涙もあきあえの筆のあとけいよいぬむら仲尼ハ獲麟よ筆を絶とあればくあそとままりたく侍れど神皇正統のよまねるまどき理を申しのぐと素意のまともあつはまははくそまひくきふはくあやうのく時よまははらくめたまふや前の夜よを親王とハ左大臣の弟へははたきつらく三種の神器を法と申はらめち此号よ仰とのく後醍醐の天皇と申は天下を治め

祖於地下遂乃
為數度之降人
予箭之耻何事
如之而更無面
耻之色可謂文
武之道掃地而
盡也就中承平
逆亂之時先祖
秀卿朝臣立勲
功兼征下野武
藏國案後補鎮
守將軍已來代
々異他之一流
也於清盛頼朝
等事者起自救
命管領武門之
上雖不能左右
謂彼等先祖者
有何用捨多年
附屬定非本意
歟適復旧儀可
興家業之所重
背皇家與同逆

徒先祖若有灵
者豈不加睚眦
之怒半爰故入
道道忠上給介
朝臣深存忠貞
感悅一紗之運
付公私被表懸
勲心中更不忘
之足下父子為
彼嫡流于今無
違失親光朝臣
死節其跡相統
而致忠是併上
魂懇誠之乃及
積善之余慶也
此比於衆人者
九牛之一毛論
此於自門者百
鳥之一鷄平帶
此名譽抱此忠
即遂無瑕類跡
榮光華豈不被
庶幾乎也可為
辱德惡之大法

給ふこと二十一年五十一歳（一）仲哀天
皇熊襲をせめ給ひし時行宮より神はりし
されど神功皇后より三韓をもひし諸皇子の乳を
しめられし旨中（二）の天皇の御代ははるばる此君聖運
し給ひし御目の前より日嗣をまふめはせ給ひし功
し徳もよきめり人世におこしし四とよあまをかわざ
宸襟よりまき御世をすくはせたまひぬれば御慈念の
まことよき侍りし人や今の御門より天照大神より已
來の正統をうけしめられし御光よあはれ奉る
者やい有べき中々斯く静るべき時の運とぞ覺え侍る
○第九十六代第五十世の天皇（三）諱ハ義良後醍醐の

はむとまふんや日よみくやうんゆえふ見申たまひ
まほふまふんや日よみくの御子の中よりまふんゆえふ御
事とぞよき侍りし人や今の御門より天照大神より已
來の正統をうけしめられし御光よあはれ奉る
者やい有べき中々斯く静るべき時の運とぞ覺え侍る
○第九十六代第五十世の天皇（三）諱ハ義良後醍醐の
陸奥出羽のたみよきやうんゆえふ見申たまひ
親王丙子の春都ふのけしめしりく内裏より御元服
加冠ハ左大臣よりとれまふ三品小叙陸奥の太守ふ任
せはたまふよおれまふ三品小叙陸奥の太守ふ任
て吉野の宮よりしりく秋七月伊勢ふ越はたまふ
のよき東征ありしやうんゆえふ見申たまひ
との卯の年三月又吉野へしりくせたまふ秋八月中の五日
ゆはたまふけく天日嗣をまふめはせ給ひし功

三十五

則可謂昌先烈之孝道而如聞者近日游說之輩於所各樹異義或云正守城擲伺天下之形容不
可必好挑戰高氏誠有運命者一身位幾何為臨時取者不及失家之止云云 ○史論曰親房學植
德望冠冕一時關城之困急難陽而親朝觀望之罪浮於賀蘭進明親房恢復之志百折不回獨以招
討為已任今誦其移書言容悅若相携苟有人心者孰不奮發而激厲其子頭家頭信皆能死節忠
義萃于一門盛矣哉 ○興國元年八月帝不豫立長良親王為皇太子柔而禪位十六日帝崩金峰
山行宮葬吉野郡吉野町之東如意輪寺後山

評註校訂神皇正統記卷之六大尾

明治十五年四月十二日 御 届
同 十六年四月十八日 讓請御 届
同 年五月 出 版

京都府平民 定價金一圓

原 版 主 大 谷 仁 兵 衛

愛媛縣士族

翻 刻 人 伊 藤 猪 次 郎

128
6
101

會 社 下 卷 北 大 會
町 四 丁 目 三 十 五 番 地 三 號

